

## 再試験の実施要領の制定について

例規（運教）第24号  
令和2年7月10日  
千葉県警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

再試験の実施要領

### 第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第100条の2に基づく再試験の実施に関し、必要な事項を定め、再試験の適正かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この要領において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

### 第3 再試験の通知等

#### 1 再試験通知書等の記載要領

(1) 再試験の通知は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第28条の3第1項に規定する再試験通知書により行うものとし、同通知書中の「再試験を行う理由」欄の記載は、次のとおりとする。

ア 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第36条の基準による再試験通知の場合

違反事項（○年○月○日）により免許取得後の合計点数が○点に達したため。  
（道路交通法施行令第36条）

イ 政令第37条の3の基準による再試験通知の場合

違反事項（○年○月○日）により初心運転者講習終了後の合計点数が○点に達したため。（道路交通法施行令第37条の3）

(2) 試験移送通知は、規則第28条の5に規定する試験移送通知書により行うものとし、同通知書中の「再試験を行う理由」欄の記載は、前（1）と同様とする。

#### 2 再試験通知書等の通知

(1) 基準該当初心運転者の再試験について、警察庁情報通信局情報管理課から通知を受けた場合は、速やかに、再試験通知書を作成し、再試験の対象者に対して、原則として配達証明郵便により通知するものとする。

(2) 再試験の対象者の住所が千葉県外に変更されていることが判明したときは、速やかに、試験移送通知書を作成し、その住所地を管轄する公安委員会に対して、原則として書留郵便により通知するものとする。

なお、試験移送通知書を送付する時点において、既に前（1）に規定する通知を

行っているときは、試験移送通知書の備考欄に「〇年〇月〇日 再試験通知書発送済」と記載するものとする。

- (3) 再試験の対象者が運転免許の効力の停止の基準に該当する場合は、原則として行政処分の手続を先行させることとし、当該停止の期間後に再試験の通知を行うものとする。

#### 第4 再試験受験申込書の受理等

##### 1 再試験受験申込書の受付期間

規則第28条の4第1項に規定する再試験受験申込書の受付期間は、再試験の対象者に再試験通知書が到達した日の翌日から起算して1か月以内（政令第37条の4に規定するやむを得ない理由のある者にあつては、当該理由のある期間を除く。）とする。

##### 2 再試験受験申込書の受理

再試験受験申込書は、交通部運転免許本部運転教育課において受理するものとする。

なお、運転免許の効力が停止されている者が、再試験の受験を申し出た場合については、運転免許の効力が停止されている期間中は受験ができない旨を教示するものとする。

##### 3 受理時の留意事項

###### (1) 一般の受験者との区別

運転免許申請書及び再試験受験申込書の受理に当たっては、一般の受験者と再試験の受験者が誤った試験を受験しないよう、窓口等での確認、教示等を徹底し、無用の混乱が生じないように配慮すること。

###### (2) 記載内容等の確認

再試験受験申込書の受理に当たっては、再試験通知書、運転免許証の記載内容、顔写真等を確認し、不正受験の防止に努めること。

###### (3) やむを得ない理由のあることを証するに足りる書類

ア 再試験の通知を受けた者で、政令第37条の4各号に規定するやむを得ない理由のあるものについては、これを証明する書類として次に掲げる書類のいずれかを提示させ、かつ、その写しを添付させるものとする。

(ア) パスポート（海外旅行の場合）

(イ) 医師の診断書（病気又は負傷の場合）

(ウ) 在監証明書（法令の規定による身体の自由の拘束の場合）

(エ) その他やむを得ない理由のあることを証明する書類

イ 前アの規定にかかわらず、公的機関への電話照会等により容易にその事実が確認できる場合は、やむを得ない理由のあることを証明する書類の添付がなくても申込みを受理することができるものとする。この場合においては、その確認状況等を報告書により明らかにしておかなければならない。

#### 第5 再試験の実施等

##### 1 再試験の日時等の指定

再試験は、現行の運転免許試験に準じて行うこととするが、多くの受験者を取り扱う場合など、事務の遂行上やむを得ない場合に限り、再試験の日時及び場所を指定す

ることができるものとする。この場合において、受験ができない期間は政令第37条の4第7号に規定する事情があるものとし、学科再試験及び技能再試験は、天候の激変、受験者の急病等真にやむを得ない場合を除き、同一日に実施するものとする。

## 2 再試験の順序

再試験の順序については、学科再試験を先に実施し、学科再試験合格者に対してのみ技能再試験を実施するものとする。

## 3 学科再試験の実施

学科再試験の受験者については、受験票、受験番号、答案（回答）用紙、机の配置等により、一般の受験者と区分できるように配慮するものとする。

## 4 学科再試験の採点及び合否

学科再試験における採点及び合格発表については、一般の受験者と区分できるように配慮するものとする。

## 5 技能再試験実施上の留意事項

準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る技能再試験の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

### (1) 試験車両

技能再試験において使用する試験車両の基準は、現行の運転免許技能試験の実施基準にかかわらず、運転することができる中型自動車が車両総重量8,000キログラム未満、最大積載量5,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自動車に限られている中型自動車免許又は運転することができる準中型自動車が車両総重量5,000キログラム未満、最大積載量3,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の準中型自動車に限られている準中型自動車免許を受けている者に対する技能再試験において使用する車両は、いずれも普通自動車免許に係る技能再試験の試験車両を用いること。

### (2) 身体障害者の取扱い

身体障害等の理由で車両の改造がなされ、その改造に係る免許条件を付されている免許を有する者に対する技能再試験については、原則として受験者の持込車両により行うこと。

### (3) 技能再試験不受験者の取扱い

学科再試験に合格した者が前記1ただし書に規定する真にやむを得ない場合により技能再試験を受験できなかったときは、その者に対し、技能再試験の日時及び場所を指定すること。

## 6 再試験受験者の登録

再試験を受験した者の結果については、速やかに警察庁運転者管理等システムに登録するものとする。

## 第6 再試験不合格者に対する措置

### 1 運転免許証の返納

再試験不合格者に対しては、速やかに、不合格の旨を告知するとともに、規則第30条の4に規定する運転免許取消処分書を交付し、運転免許証を返納させるものとする。

## 2 併記免許保有者の取扱い

### (1) 運転免許証の作成及び交付

併記免許を有している者については、免許年月日欄に取消しに係る免許以外の免許の年月日を記載し、有効期間については返納に係る運転免許証（以下「旧免許証」という。）のそれと同一のものとして、新たに運転免許証を作成し、これを交付するものとする。この場合において、運転免許証交付手数料は徴収しないものとする。

### (2) 即日交付ができない場合の措置

再試験不合格者の併記免許に係る運転免許証を即日交付することができない場合は、旧免許証にせん孔措置を施した上、備考欄に再試験手続中である旨、取り消した免許の種類、有効期限、取消し年月日、公安委員会名を記載（押印）し、後日、当該旧免許証と引換により新たな運転免許証を交付するものとする。

## 3 欠格期間等の教示

再試験により運転免許を取り消された者に対しては、次に掲げる事項を教示するものとする。

(1) 再試験による取消処分には、欠格期間がないこと。

(2) 準中型自動車免許又は普通自動車免許を取り消された場合は、6か月以内であれば、取り消された運転免許に係る仮免許試験の一部免除（学科及び技能試験）の規定の適用があること。

(3) 取り消された運転免許と同種の運転免許を再取得した場合は、再び初心運転者期間が適用されること。

## 第7 その他

交通部運転免許本部運転教育課長は、再試験通知書を受領した再試験の対象者が再試験を受験しなかった場合（やむを得ない理由がある者を除く。）は、再試験不受験について（通報）（別記様式）を作成し、速やかに、関係書類を添えて交通部運転免許本部執行課長へ通報するものとする。

以下 別記様式省略